

南越前町議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、南越前町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基準等を定めることにより、議員に対する町民の信頼を維持・向上させ、健全な地方自治の運営に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民の信頼に値する倫理性を自覚し、町民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときには、その疑惑を自ら誠実に解明し、責任を明らかにするように努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) その地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。
- (2) 町が行う許可、認可及び請負、その他の契約に関し、特定の者が有利又は不利になるよう働きかけないこと。
- (3) 町職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (4) 町職員の採用、昇格又は人事に関与しないこと。
- (5) その地位を利用して、各種ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(請負契約等に関する遵守事項)

第4条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2の規定を遵守し、町に対し請負をすることができない。ただし、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が政令で定める額を超えない範囲内であるときは、この限りでない。

2 議員は、法第92条の2に規定する「主として同一の行為をする法人」の

無限責任社員、取締役、執行役、監査役、これらに準すべき者、支配人、清算人(以下「役員」という。)に就くことができない。この場合において、「主として同一の行為をする法人」とは、町に対する請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情があると認められる法人をいう。

- 3 議員は、当該議員の配偶者若しくは2親等以内の親族が経営し、若しくは役員をしている企業又は当該議員が役員をし、若しくは実質的に経営に携わる企業等について、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町契約に關し、町民に疑念を生じさせるような有利な取扱いをしないこと。

(調査請求権)

第5条 議員がこの条例に定める政治倫理基準に反する行為をした疑いがあると判断されるとき、議員は議会の議決をもって、町民は法第18条に定める選挙権を有する者の50人以上の連署をもって、その代表者から次条に規定する南越前町議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)に対し、調査を請求することができる。

(審査会の設置)

第6条 議長は、前条に規定する調査請求を受けたときは、審査会を設置する。

- 2 審査会の委員は6人とし、議員のうちから議長が指名する。ただし、調査請求を行った議員及び審査の対象となる議員は、委員となることができない。

- 3 審査会の委員の任期は、議長に対し、当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。

(政治倫理基準違反の審査)

第7条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、調査請求の適否及び政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。

- 2 審査会は、前項に規定する審査を行うため、当該議員その他の者に対し事情聴取等必要な調査を行うものとする。

- 3 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の過半数の合意により非公開とすることができる。

- 4 審査会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者を参考人として出席させ、意見を聞くことができる。

- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。
- 6 審査会は、第1項に規定する審査を終えたときは、その審査結果を議長に報告しなければならない。
- 7 議長は、審査会において第3条の規定に違反しているとの結果が出た場合は、その旨を公表するものとする。

(議員の協力義務)

第8条 調査請求のあった議員は、審査会の要求があるときは審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

(証明の機会の保障)

第9条 審査会は、審査に係る議員から審査会において証明したい旨求められたときは、その機会を保障しなければならない。

(審査結果の尊重)

第10条 議会は、審査会からの報告に基づき、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り町民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(南越前町政治倫理条例の一部改正)

- 2 南越前町政治倫理条例(平成18年南越前町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「町議会議員(以下「議員」という。)並びに」を削る。

第2条中「議員及び」を削る。

第3条第1項中「議員及び」を削り、同条第2項中「議員及び」及び「議員は議長に、町長等は」を削る。

第5条第1項及び第6条中「議員及び」を削る。